

2023年11月8日

被保険者各位

田辺三菱製薬健康保険組合

「年収の壁・支援強化パッケージ」による被扶養者認定の対応について

健康保険の被扶養者認定は、年間収入が130万円未満（60歳以上及び障害年金受給要件該当者は180万円未満）であること等が条件となっています。

この度、人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応策として一時的に収入が増加し、年収見込みが130万円以上となる場合においても、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、総合的に収入を判断することとなりました。

●今回の措置は、あくまでも事業主の人手不足等の事情に伴う被扶養者の方の労働時間延長等による一時的な収入変動を対象としており、他律的な収入変動による場合が対象となります。

厚生労働省HP「年収の壁・支援強化パッケージ」の「「130万円の壁」への対応」、ならびに「事業主の証明による被扶養者認定Q&A」をご確認いただき、設置窓口にご相談ください。

* 年収の壁・支援強化パッケージ：https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html

* 事業主の証明による被扶養者認定Q&A：<https://www.mhlw.go.jp/content/001163139.pdf>

フリーランスや自営業など（特定の事業主と雇用関係にない場合）は、以前と同様に、対象となりません。また、雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかであるような方は、今回の措置の対象外です。基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、確実に収入が増える場合は一時的な収入増加とは認められません。

●本添付資料の【被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書】を事業主より交付された場合は、PDF文書として撮りこみ、当健保メーリングリストにご提出ください。当健保より証明書の内容を事業主に確認させていただく場合がございますので、ご理解、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

* 提出先：mtpc-ho-tanabe-kenpo-ml@ml.mt-pharma.co.jp

以上

添付資料	被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書
問合せ先	当健保へのお問い合わせは、 フォーム をご利用ください。
	田辺三菱製薬健康保険組合 HP http://www.mtpc-kenpo.or.jp/